

「管理者の言動により乗務不安を訴えた運転士に対し、処分を下した事象」を断固許さず、  
当該組合員の“処分撤回と元職場復帰”に向け、全ての仲間と共に闘い抜く水戸地本見解

令和2年12月30日、水戸支社は「管理者からの再三の指示にも関わらず、正当な理由なく所定の時刻までに指定された行路の乗務に就かず、列車の運行に支障を来し、お客さまへ多大なご迷惑をお掛けしたことは、社員として極めて不都合な行為であるため」として、水戸運輸区運転士組合員に対して出勤停止1日間の懲戒処分と運転士不適格として勝田車両センターへの異動を発令した。そして、これらの撤回を求めた簡易苦情処理会議と中央苦情処理会議は意見の一致が見られず対立し、2月8日にその処分が確定した。

JTSU-E 水戸地本はこの不当処分を断固許さず、元職場復帰と処分撤回に向けて闘い抜くものである。なぜなら、私たちは指定された行路に就けなかった原因とその背後要因、そして「真実」を掴んでいるからである。このことは、当該組合員の闘う決意を踏まえ、然るべき場所で具体的に明らかにしていくことを付言しておく。

そもそも、この問題は「水戸線中編成ワンマン施策」に伴う全運転士対象の訓練行路に端を発している。その行路は、始業から終業までの7時間54分に渡り休憩時間が一切なく、食事時間も確保されていないのである。当然にも、訓練を受ける運転士はどこで食事を摂れば良いのかと困惑したことは言うまでもない。そして、管理者から「訓練は1回だけだからうまくやってくれ。食べるなどは言えない。1回だけだから我慢してくれ」などと曖昧にされ、「同乗している指導員と交代で食事を摂る」「乗務員室で食事を摂る」「食事を摂らず、我慢する」などそれぞれの判断で行われたばかりか、指導員の労基法34条違反も発生する事態にまで発展し、職場は混乱していたのである。

当該組合員は、食事さえ摂れない訓練行路と我慢を強いられた労働者の声を受け止め、自らが訓練を受ける12月6日に管理者に問い、その結果「乗務員室でパンでも食べて下さい」という回答を得た。そして、会社の掲示板に「12/6 臨 4531 運転台で食事 OK 副区長確認」と書き、全運転士に周知を図ったのである。本来、このような周知は会社が行うべきであり、問題を曖昧にして放置していた管理者と水戸支社の責任は極めて重い。しかし、その8日後にはその責任さえ放棄し、“管理者の総意”として一方的に掲示が消され、乗務合間の当該組合員に通告したのである。共に働く仲間の為にとった行動がこのような管理者の言動で覆され、さらにそれが乗務の直前ともなれば誰もが当惑して混乱状態に陥ることは火を見るよりも明らかである。

そして、乗務の中断時間に乗務員を精神的に追い込む言動を行うことは安全上大問題である。当該組合員は、「このままの精神状態では運転に集中できず、事故を起こしてしまうかもしれない」「乗客や会社に迷惑をかけてしまうかもしれない」として別の乗務員手配や添乗を申告している。また、その場に居合わせた乗務員からも「乗務できる状況ではなかった」と証言されている。しかし、管理者からは「乗務してくれ」との“説得”だけが繰り返されたのである。このことは、これまで乗務員職場で培ってきた「体調不良」や「乗務不安」の自己申告を最優先する風土を破壊し、全ては管理者の裁量・判断が最優先されていくことを意味する。専門家でもない管理者が乗務員の健康や心情を正しく判断できるとは思えない。さらに、この管理者の言動は「運転士が体調不良を訴えても業務指示により乗務させる」ことを表しており、会社は「体調不良を訴えたとしても乗務できなければ処分する」ことを正当化したのである。このことが罷り通れば、労働者はもはやロボットである。労働者の安全配慮義務をも違反したこのような会社姿勢を断固許さず、全乗務員にかかわる問題としてこの事態を捉え、鉄道と労働者の安全を守り抜く為の闘いに決起していかなければならない。

全組合員・全乗務員にこの問題の背後にある「会社の狙い」を見極めることを強く訴える。私たちはこれまで乗務労働の特殊性を一貫して会社に主張してきた。なぜなら、乗務員は不規則勤務だけではなく、乗務中は喫煙もできず、自由にトイレにも行けず、携帯すら見ることもできない。また、アルコール検査も受けなければならない等、地上勤務者とは比べものにならない“拘束”を受けているからである。だからこそ、食事時間や睡眠時間など、休憩時間の確保に強く拘ってきたのであり、それを乗務員勤務制度として形にしてきたのである。しかし今、ダイヤ改正交渉で「食事時間という概念はない」と会社回答を一変させているように、このような経過を無きものにしてしようとしている。つまり、乗務労働の特殊性を無くそうとしているのである。それは、その先にある「乗務員相互運用」「輸送サービススタッフ」といった柔軟な働き方という名の“多能化”が見据えられているからではないだろうか。

今、職場では「当該組合員だから会社に言えたこと。やり過ぎだ」という悪しき喧伝がされている。しかし、当該組合員は先輩方が築いてきた休憩時間の確保に拘り、JTSU-E 組合員だけではなく“全ての仲間の為”に食事できない労働条件に声を上げ、安全を最優先にした判断をしたのである。乗務労働に誇りを持ち、仲間を思い闘った組合員の立場に立ち、全乗務員の問題として闘いを創り出していかなければならない。そして、すべての労働者の総力で処分撤回と元職場復帰に向けて闘い抜き、安心して働ける職場を創り出していくものである。

2021年2月10日

JR東日本輸送サービス労働組合水戸地方本部執行委員会